

ミニ講演 山口寛峰（警視庁生活安全総務課長）

～ 子供の犯罪被害状況、警察の取組と地域との連携～

皆さん、こんにちは。警視庁で生活安全総務課長をしております山口でございます。本日は、「子供の犯罪被害状況、警察の取組と地域との連携」について、説明させていただきます。

まず犯罪の被害状況です。先ほど当警視庁の生活安全部長からも話がありましたが、本年1月から7月までの7か月間の小学生への犯罪被害件数は1,315件でございます。ご覧いただければ分かりますとおり、窃盗事件が約9割を占めております。この窃盗とは何かと申しますと、ほとんどが自転車を盗まれたというものです。

今日のテーマは、通学路における安全・安心の確保ということですので、この窃盗よりも、その次にある強制わいせつ4.6%、暴行・傷害3.7%、それぞれ件数にして61件、50件でございますが、小学生が被害に巻き込まれた事件として、必ずしも少なくない件数の事件が発生している状況にあります。

続きまして、ただ今の1,300件とは別に、小学生に対する声かけやつきまといという事案もたくさん発生しています。この中には自分の性器を露出するというような公然わいせつや、近づいてきてお尻や胸を触ったりというような犯罪も含まれています。こうした小学生に対する声かけやつきまといは320件発生している状況にあります。

一番多い26.6%の「手をかける」というものは、「ねえねえ」といって通学途上の子供たちの肩に手をかける、あるいはお尻を触る、そういう事案です。「手をかける」という中には、「きみ可愛いね。」とか「何年生」「一緒に遊ばない」といった声かけも含まれています。「露出」については、先ほど申し上げたとおりです。

また用もないのに、同じ所をウロウロしている、子供をじっと見ているという事案は「不審者情報」ということで計上しています。「撮影」とは盗撮というほどではありませんが、遠くから子供たちの姿をずっとビデオや写真に撮るといったものです。

そういう小学生に対する声かけ、つきまとい事案として警視庁で把握しているものが320件にのぼります。これらの中には、必ずしも犯罪・事件とは言えないものもありますが、より重大な犯罪に発展する恐れがある、いわゆる前兆事案として警視庁では非常に注目しています。現在、各警察署でこうした事案を認知した場合には、警視庁本部でこれを集約し、その被害防止に努めているところであります。

この 320 件をもう少し詳しく見ますと、声かけやつきまといが行われた状況は、下校時が約 4 割を占め圧倒的に多くなっています。また登下校時を含めると約半数となり、さらに遊んでいる途中やその行き帰りも含めると、全体の大半を占める状況となります。続いて発生場所ですが、住宅街、公園、学校付近、自宅付近の順で発生数が多くなっています。また、不審者の交通手段は大半が徒歩で、声かけやつきまといも徒歩で近づいてくることが認められています。

こうした声かけやつきまといがあったとき、どうすればよいのかという話ですが、被害に遭遇した多くの小学生は「大きな声を出したり、防犯ブザーを鳴らしました。それによって多くの不審者は逃げていきました。」と述べています。こうしたことから、やはり不審者に対しては「子供自身も大きな声を出す、防犯ブザーをきちんと鳴らすことが非常に有効である。」ということを知っておいていただく必要があります。またそういう習慣を普段から身に付けていただくことも大事だと考えています。

子供はこうした事案に遭ったとき、自宅に帰ってから保護者の方にお話しをすることが多く、それによって初めて事案が発覚し、学校や警察に通報されるというケースが多くあります。しかし、不審な人に声をかけられたときは、すぐに近くの大人に「こういったことがありました。」と言ってもらうことも大事だと考えています。

警視庁では、今申し上げた 320 件に代表される声かけやつきまとい事案、こうしたものをしっかりと見て、できるものはしっかりと取締りを行い、あるいは警告し、以後の重大な犯罪に発展しないように取組をしています。

その取組をしている部署が子供・女性安全対策室で、通称「さくらポリス」と申します。「知らない人に声をかけられた、連れて行かれそうになった。男の人に下半身を見せられた。スカートをめくられた。」こうしたもののうち、犯罪となるものは積極的に被疑者を割り出し検挙する。また犯罪者として捕えるには難しいものも、こうした行為を行った不審者に対して警告していく取組をしています。

次に、警視庁における被害防止の取組について説明します。

まず被害防止教室では、腹話術や防犯講話、実践訓練、ロールプレイングという形で、学校に警察官がお邪魔して実際の被害状況をもとに子供が被害に遭わないような講話を行い、また小学生自身がどうすれば身を守れるのかについて考える機会を提供しています。

このほか警視庁と東京都が共同で実施している地域安全マップづくりにより、子供たちが通っている通学路のどこに危険があり、どういう場所が人目につきにくいのかということをお子自身が考え、しっかりと認識できるようにしています。また危ない目に遭ったときはどうしたらいいのか。例えば、「子供110番の家」はどこにあるのか。どこに駆け込めばいいのか、そういうことも自ら学んでいただいています。

「子供110番の家」では避難してきた児童・生徒の一時保護のほか、必要に応じて警察や学校等への連絡が行われています。現在、都内で「子供110番の家」のマークの交付数は、実に15万件にのぼる状況にあります。必ず、通学路にはこうした「子供110番の家、110番の店」というものがございますので、ご確認いただければと思います。

また、平成16年度から学校や地域における少年の非行防止、児童等の安全確保に従事するスクールサポーターという制度を導入しています。登下校時の児童の見守り活動、セーフティ教室の実施、あるいは学校周辺における教職員との合同パトロール、こうしたものに従事しています。スクールサポーターの数は年々増え続けています。現在は138名が警察署から委嘱を受け、地域の学校で活動に従事しています。

このほかにも本日もご参加いただいておりますが、たくさんの防犯ボランティア団体の方、その中でも2,500を超える団体の方には通学路での保護や誘導に従事していただいております。地域ぐるみで見守り活動を実施している状況にあります。

こうした様々な取組については、今後ますます連携の強化が必要になってくると考えられています。先ほど申し上げました声かけやつきまといなどの前兆事案の数は、警察が把握している数でありまして、実際にはもっと多くの数があると思います。

こうした情報については、小さなものでも警察署あるいは学校、自治体へ伝えていただき、そうした情報を警察や自治体、学校が共有し、そして通学路を見守る様々なボランティアの方やスクールサポーターも共有して、しっかりと危険を察知しながら、きちんと対応できるように、今一度改めて取組を見直し、活動を強化していく必要があると考えています。

以上が警視庁の取組でございます。ご清聴ありがとうございました。

(以上)